



貞丈雜記

十四



73  
6188  
14



7 3  
6188  
14

真丈雜記卷之十四

家作之部目錄

- 一 殿中之事
- 一 會所之事
- 一 御格子の事
- 一 書戸の事
- 一 立砂之事
- 一 遠侍之事
- 一 健見所之事

雜記十四

- 一 主殿及び御之間之事
- 一 寢殿之事
- 一 廊之事
- 一 法車室之事
- 一 法帳巻之事
- 一 侍所小侍所
- 一 公文所之事

目一



- 玄關之事
- 書院之事
- からいりまきれり
- みまのまわり
- 階かられの音
- ぬきゆ像子
- かけむらり
- 縁のさきつふさき
- 法格子の出入事
- 縁綱縁之事
- 宝殿對面所
- 法座之事
- 一之基二之對つる
- こととのこと
- 鋪布落言
- 法西津
- 意圖り
- 法寺廬の子
- 素戸出入の事
- 畳之事

- 帳に上下阿の事
- 座鋪之事
- 座鋪五位字位
- せん基の事
- 局之事
- 基所之事
- 花之法所
- 尊氏明法所
- 義政之法所
- 義輝之法所
- 龍鬚之事
- 古の屏風
- 中門之事
- 曾子之事
- 母屋之事
- 孫庇之事
- 松之法座
- 義満之法所
- 義尚之法所
- 直義の館

- 義視御館
- 床之事
- 政所之事
- 冬んぶう
- 城之天守之事
- 長押之事
- 禁裏之御屏風
- なるのり
- 上土門
- 天井之事
- 東求堂
- 唐紙のり
- 同位所
- 繪殿
- 納殿
- ついそ
- 上段之事
- 土門之事
- 塗籠のり
- 兼臺のり

- きりのけのり
- 障子之事
- 湯湯殿のり
- 碁盤所
- 放出のり
- 挟板之事
- 侍兵内侍
- 床傍水引箱
- 四枚折屏風
- 贅殿
- てつづのけのり
- 湯厨子所
- 蹴鞠の庭四本掛
- 簀板之事
- 簀子之事
- 火焼屋
- 狐戸

座鋪飾之部目録

- 一 床真之飾
- 一 卷物盆子居玉やう品
- 一 四幅掛之筆
- 一 かりろく紙
- 一 ちり紙袋品

紙類之部目録

- 一 檀紙と引合とる 三ヶ条
- 一 宿紙とる
- 一 大うか
- 一 だけあがり
- 一 うす墨紙
- 一 今時の鼻紙
- 一 射子の墨紙
- 一 松系

一 奉書紙

一 大引小引

一 香の子紙

一 うちくまり

一 か

一 書札料紙

一 林下紙

一 美濃紙

一 素良紙

一 うづろ紙

一 うすやう

一 墨紙折屋

一 簾念紙

一 但馬紙

一 中切紙

一 香白紙

皮類之部目録

- 虎の皮 豹の皮 ねり
- 唐皮
- 正平草
- おもて草
- 菅蒲草
- あくの皮
- 志の丸の草
- 高瀬皮
- 甲斐園草
- あらう草
- 熊の皮の草
- 天平草
- にいき草
- ひきめ草
- たて志やうが横菅蒲
- 鈴羊
- 品草
- 小椽草
- こと草
- 赤草

- 姫縄目草
- 丹波目結
- 黒梅草
- 播磨さぐり
- ひきさぐり草
- 鹿の皮の草
- 涉兒草
- 綿の赤草
- 赤根筋草
- 藍白地
- あけの草
- 紀伊の園草
- 黒草
- 皮草草
- 大志不草
- 鞍覆行膝皮
- 獅子面草
- 煉草
- 刀草
- 藍白地を黄う返

- 黄白地
- 高山皮
- 額草
- 繩目之草
- 水卷草
- 草を洗ひ法
- 八幡草
- 盡草
- 小紋之藍草

スニ

續文雜記卷之十四

家作之奇

門人  
 伊勢貞友  
 千賀春城  
 岡田光大  
 同校

殿中史記云以  
 帳武為郎中令  
 殿中

主殿一名寢殿  
 ト云公卿之間ニ  
 ツキタル座鋪  
 ナリ

一 殿中をぢんちりとの字にござりて云ハ已るゝとの字  
 すそをひべゝと真衡の説也東鑑卷廿六殿中と云  
 半尾尾より鎌倉將軍の次より已あもありし福をかへ  
 シユテシ  
 主殿毎クキヤツ  
 四方あはら 郭ノ間の半条ノ少将ノ云々方極ハ主殿を  
 シトミ 郭ノ内ハ殿を正月 院飯ノ下ハ院







月院飯下下流況も由何と何と右道照の文と  
と合せし考知るべし

一 涉<sup>カウシ</sup>格子の事細く木を削りて碁盤の目のごとく縦と  
横の如くはたし殿の廣縁の端はある格一間毎に上は  
一枚下は一枚横はあつて入る上のかうし上へひき  
上げて細きかまのうす棚のこころは上へはり上げて  
置く下へかけうすをうすてうすて取をうすて置くと神  
前あたにも格子はあり物と源氏物語の語に何なり  
一 幕<sup>シトミ</sup>の事風をよける物と是も一頂は二枚り横は入るか  
まは必款もあり是ハ板戸の如くして板をよると横は

志はくまんをあたふ物と是も一頂は二枚り横は入るか  
まは必款もあり是ハ板戸の如くして板をよると横は

一 書<sup>フド</sup>戸の事是も一頂は二枚り横は入るかまは必款  
あり物と源氏物語の語に何なり  
外の方へひくく縁はつたうすをあてひくきたる書  
戸の下の方にはあてつけかまをうけ置くとこれを格つあてと云  
是の字はびくを風にあてるとせまききる

一 涉<sup>ミクルマヨセ</sup>車<sup>マテスナ</sup>の事是の書戸の事はあり上はを祿をくす下の  
石浦も貴人くす車をもせらるるなり

一 立<sup>タテ</sup>砂<sup>サ</sup>の事車はせの前の両方ハ砂をうすては  
きりあげ置くと形あり是の如く下はをまき置くと

三光院内府記  
 云主殿間ニ有ニ  
 帳基構まニ  
 源平盛衰記卷  
 十九文覚発心  
 之条ニ左工門尉  
 髪洗ハセ酒ニ酔  
 セテ内ニ入レ高  
 殿ニ伏セタランニ  
 中夫ヲハ帳臺ノ  
 奥ニカキ卧セテト  
 アリ前ニ高殿ト  
 云テ後ニ帳臺  
 ト云フハ帳基ハ  
 高キ野ニハ高殿  
 トモ云也  
 調臺ハ主人ノ居  
 間也サレハ色々  
 ノ道具ヲ納メ  
 ヲク也

縁の言ハ秘ひト云フ也是をつて車ノ本ほんノ一  
 あが元もとをかりしゆつせせと云フは其のまじりけしや傳  
 たり衆しゆト云フは正月しんげつ外そとニ出でる時ハ必かならず書かけのるるか合あ  
 左ひだり指さしの時ハ立た砂すなをあるは立た水みづ留どめめきよりこなか間ま中ちゆう斗ときき  
 也あまあまこれのうらぬぬ籠かごあるべし書かけの雨あめの粒つぶの海うみなる  
 べし大おほ甘あま子こ家の位ゐらより大おほあまあま的てきの粒つぶつらうつらうたまは  
 河原若かくく知ちるべし

一 涉帳シヤウチャウ基きのりり是ハ主殿しゆてん殿てんのりり涉帳シヤウチャウのううららままああ敷敷  
 度た敷敷の名なここそそ度た敷敷より主殿しゆてん殿てんのりり涉帳シヤウチャウへ出でるるのりり  
 此帳こをを置おくく此帳こをを置おくく涉帳シヤウチャウハハ神かみ氣きあるるの

涉帳シヤウチャウのりり暖ぬ簾れんのりりあありり掛かへへるる出口しゅつぐうのりりあありり障しょう子し  
 のりり引ひ手ての中ちゆうははつつららのりり襦じゆ袢たんをを折おててああけけままききをを紐ひも結むすぶぶ結むす  
 びび付つくく結むすのりり端たんををああららわわりりこれこれをを儲たくわへへ納な戸と搦なとと云い  
 あり納戸なとハハ個こ度た具ぐのりり道みちをを置おくく此帳こをを置おくく涉帳シヤウチャウとと書かけけ  
 涉帳シヤウチャウ友とも卷まきの中ちゆう暗くらくくされれるる此帳こをを置おくく書かけけをを置おくく  
 也貞まこと衡へい云い涉帳シヤウチャウ卷まきハハ今いま中ちゆうにに納な戸とといいふふ同どうじじ  
 云いりり或ある説せつハハ涉帳シヤウチャウ卷まきハハ用心しんしんのりり存ぞんズズ兵へい士しをを隠かくしし入いれ  
 おおくく不ふとと云いハハ此このりり只ただ納戸なとのりり心しんにに兵へい士しをを隠かくすすといいふふ  
 意いべきべき事ことハハ其その人ひとのりり心しんにに兵へい士しをを隠かくすすといいふふ是こ法はふ或あるといい  
 ぬぬべべ此このりりとといいふふ事ことハハ又また帳ちやう卷まきハハ一いつ段だんをを置おくくといいふふ

太平記卷十筑  
 紫合戦ノ条ニ  
 遠侍ヲ見ルニ蟬  
 本白クシタル青  
 竹ノ旗竿アリ  
 云々武具ヲ置ク  
 所ナリ  
 貞丈云侍トハ  
 主殿ノ内々、ニ  
 ノ外ニ板敷廣ク  
 長クアリ是家臣  
 ノ居サフアラフ所  
 ナルニハサフアラフ  
 云是ヲ内侍トナ  
 シ云コノ内侍ニ對シ  
 テ主殿ヨリハナレ  
 テ外ニアルヲ遠  
 侍ト云ナリ

曾我忠房語より  
 い元幕をうらん  
 であるは侍を  
 走り入るゝ山  
 車申行奉る出  
 ノ面ノ上極一為  
 此礼何公長此對  
 面而拜賀之畢  
 而折小侍一人  
 宛去此為二客  
 會述奉り

遠侍といハ主殿あともりハもろく遠くもあれたる番所ニ  
 表向より番の侍の居る所ニ謙余年中行事ハ遠侍  
 ハ大間七層より立物出處ありハ云々立物出處云々  
 とハ戸障子あり立物出處あり云々遠侍ハ  
 武具をかぎらぬ云々云々雲霞集ハ馬を引くるを記する箇  
 条ハ寺村門ハ不出遠侍の方へかへ入る云々平治相  
 語ハ義平などの者を敵あはれとて云々云々云々云々  
 とてひいて入りさうひいしすハ云々云々云々遠侍の  
 事ハ何れも内侍ハ主殿の内板敷又云々  
 亭ハ成記ハ厩の侍と云々云々馬を引くる内厩の者

番をとりし所ハ馬具を飾り云々云々云々云々  
 何れも心ナリ  
 侍所小侍所とも何れも後所の名ニ云々云々  
 人を侍所別當小侍所別當と云々云々  
 健児所と云ハ中間の居る所ニ云々云々  
 字日本記卷廿四皇極天皇元年六月ノ記云々云々  
 又杜詩一集の注ハ健児隨時ノ軍卒也とあり  
 公文所と云ハ云々云々云々云々  
 納め並不之此不ハ役人集りて事を評決出たり  
 源平盛衰記十三ハ官廳ハ凡人ハ取てハ云々云々云々





真の家といふ事故実と日記は又々將軍家は其の  
上家と目づく對の處と云々

一 米色のもふうと云は此處の上の方は黄色の物は其



女ある紋をいづも深くを一幅横よりうたるを云

俗よりいづきぬと云は此のう帽額と書しひるを

おろすもむ出入り人のひるおの上はお家の名し人の家の

紋もつと云紋も帽額は深く紋をればものうと

云々又此のものを禁裏將軍家はい合らんをうと

たの人の簾はハおと云ぬくあるものをうと

云々のことすと云ハ又此のハけの事本名と云は

後醍醐天皇幸中行幸ニアリ

云々 鈎丸紋と書し禁裏將軍家はハと云は

ら丸平人の丸紋のゆきおと云は

階隱の間といふ事義教は元服記より云は

階の前は柱を二本立て上は柱根をさし

かくと云階の雨はぬれ柱根をさし

階隱の禁中の法殿もありその神佛も

隱の間とも云ん

一 補居階を入て引く戸を今ハ引くこと本名ハ

戸といふあり

あはれは障子と云ハ表裏よりとりたるを云今ハ紙

新幕のみまは  
わきもこすりも  
外はあり入るの  
こすりかきこ  
すりも内は  
と砂子記と見

古今著述集二  
云階隱の雨は  
八て階はあり  
そとにあり  
これをもす  
と云

あはれ障子と  
云はれ

いづる氏はあ  
うづ藤子をわく  
いづ藤子よと  
もか「甘のいぬ  
ぎりかひしむく  
うの子とひあち  
りーヤフー  
いづらん丹桂抄  
まろろ

いづらんよりあうづ藤子といふ一方をうづす紙をて草子  
張りたるを云まじくあうづともいふ何れもあうづ藤子と

一 涉西澤と云事三好亭一は成記は其殿中目記も

涉セイジヤウと有り是ハ俗に云雪隠の事と云一統は

陰所とありも同く其ハ本名ハ廁カマと云

一 かけむしうと云り旧記より一は成記又 東山殿事

中行事より上の涉末ハ三間梁は九石近間の巻戸カキ也

也其中は柱あり其際の戸両方ハ一本宛開く此戸

撤席あり但二枚の造り切縁をとりぬひ合はると

あり是等の表は庭をむく暖簾のぬくり也

一 うづらんハ葛園と云く縁のまわりはあらんかん乃

事之禁裏の涉殿神社併寺あり其掛馬場の掃

の事併神の前のかうらんのぬくと是懸り書あり

一 縁のさざつあざと云事武雜記は其ハ書戸を記

らきたる可書戸の風をてあをぬやうと云つあざ

とてとめて云と云つあざと云書戸の下の端のうけ

うねもあざと云事縁のうづらう事浅歩と云事あをひ

きたる阿のかけうねを縁のうづらう事あけて戸をつあざ

一 涉土廬チヨクといふ事年中恒例記はあり是ハ將軍殿の

涉系内の可禁裏一系事將軍殿涉將軍殿の

系内といふ



此休息おどし終る所也禁中より外は時おどし終るの  
は教をく小沙所とも云ふ

一 法格子の間出入はる事古に忌事と云え一人も  
く忌む事あるは武雜記に云みつゝの間出入の  
事六法の格子の嫌や殿中は殿中や四方とも云ふ  
こころ也 忌む事あるは 此は殿中を忌む事也  
終る時ハ出入嫌する事忌む所又自然死人を出  
し時みづゝの上をわろく下よんぬりたりとも  
下げりたりゆるハありき 忌む事あるは 忌む事あり  
終る時ハ出入をいむ

一 兼戸の出入も忌む事と云え先づ人古も忌む也いむるハ  
あつて終る事武雜記に云書左の事出入の事ハ沙法ハ  
不兼也但つ福又出入の事 忌む事あるは 忌む事あり  
間より出入ゆる左格の時ハ立砂を立並ゆる平人出入  
料砂て終る事 忌む事あるは 忌む事あり

一 五の層り ウシダシゴリ 徳綱縁と云ハ白地を赤くこの赤を以て花と  
をかり付る織物と云層り張る也たとハ赤き赤ま  
て花をまれば花のまじりをうき赤き色を細く層りを  
とり又其外ハ一層り付る色をへるをとり其外ハ  
色も是より赤く初終り 貞丈云徳綱ハ本字暈綱



名目抄ニ紫端  
赤端ニ倍ニ多ク  
奉ルトアルハ紫  
ノ本名ニアラズシ  
テ赤ニカキタル  
紫ナル故倍ニ赤  
ヘリト云々今世禁  
裏ヲ始メ凡所  
方ニテハ紅紫ノ  
ヘリヲ用ラル、由  
聞傳ハ紅紫ノ  
ヘリハ紫ヘリノ稱  
ニテ紅紫トナリシ  
ナルニト云フ人  
アリ

両めん二帖を志く南二間よりあつて里を志くと云く○有職一名多羅

問答子云問天子親王攝家ニ以下次才何答云徳綱為

禊大文紫緑黄緑暖殿以下其所ニ從テ人ノ敷ニ候大略

ニ公家ニ通用候也○名目抄云紫端赤端倍ニ多ク○堂上故実抄

花山院内府シト子墨端奉徳綱ハ茵ノ外ハ臣下ハ不用古ハ大文小文

定誠子記シト子差別不離近代大文ハ大臣小文ハ納言於禁裏院中ハ大臣

納言無差別用小文紫端從殿上人至地下用之縁端ハ六

位將監將曹用之依奉用紫端雅六位外記史ニ若ハ必

用紫端黄端ハ地下樂人等奉ニヨリ用之奉令上官

階下ノ應用黄端春日祭亦外記史ノ應用黄端奉ニ

ヨリ祭主ノ座等用黄端白端徳陣宣下疊職等ニ用之

帖タビ尺上下何ノ帖或疊ノ江淡抄云大内匡房疊上下ノ奉又

被後云知疊上下天可敷奉也面ノ從ヲ裏ニ折返天用付ケタル

ヲ上下知ル也天不折天只付ルヲ下天可敷也天貞文云被後云ク

不詳又ト云何ニ付テ考レバ五々条奉ニ戸部吸後曰トアリ然ラバ

ハ疊上下ノ奉モ亦戸部御ノ後ゼシナルベシ戸部御ハ氏部ノ善名

ナリ名何ト云シ人カツマビラカナラズ

龍鬘リウヘンの奉遊仙窟ニ五彩龍鬘トアリ潜確類書ニ龍鬘卓ハ織造

日物日物ハ太ハ唐土ノ奉也日物龍鬘序トアリ蘭草一名花也黄草ト云龍鬘モ

此方ニテハ花ムシノ奉也龍鬘龍鬘裝束抄云マツバんのつらくマツバ

らるるマツバひらにあそぢのりマツバきの庵りのむらさきとすマツバ

うりあををさしマツバまマツバはマツバこマツバきマツバうマツバちマツバうマツバをマツバほマツバけマツバたりマツバひマツバ

今世ハ、いノヘリ  
此ヲ黄色ニシテ  
赤ク輪チカヘテ  
深タルヲリウビ  
ト云コノヘリノ  
古キ書ニナシ  
トリウヒト云  
ツ述トハ別也

さあがきたるまおありの真丈云いあぐりましるゝあまゝ  
 ろろの蘭をきこし滌を織るて越ん是よりびんし今世  
 俗子花ごごごのりあぐり  
いゝあぐりあまゝびん  
 右行るるうま洋

一 燈補のりを舊記は六百の燈敷九百の燈敷あぐりその何り  
 六百とい十二燈敷し九間とい十八燈敷北上記はるえより燈敷  
 一間といハ燈敷二帖敷し六尺五寸四方之即一坪のあぐり

一 古の屏風の縁は扇あぐり扇はくしといあぐり何の扇あ  
 ぐりといは流あは扇をいへるも書るゝ扇づくしといは  
 あぐりあぐりて扇半のいへるも書るゝ扇のあぐりといは  
 俗指と書し

一 府殿のま位ま位のり府殿の正面は座を座を  
 才床のあり方のま位へ柳のあり方のま位へま位の

床	棚
座敷	州懸
座敷 ま位 ま位	左あまか ま位 ま位

ま位のま位のり  
 座敷のま位のり  
 座敷のま位のり  
 座敷のま位のり

一 中門といはま位の前の塀中門のり大門口といは殿とのま  
 の門あり柳中門といは

一 せん墓といはま位の母の上位とま位あぐり一階よりいへ  
 前より後をみるはせん墓といは  
せんたいの  
 間より  
 曹司といは家を長くつゞけていくま位よりいへるま位

い  
 三天子といは  
 礼殿のり  
 一といは  
 一といは

昔の字ハカギルとよむ日の字ハツカサトルとよむ後前を  
志きる心也と用形を志すは同一又云由世の事と家籍を  
志きしと存を形を志すは同一則以て世目と云と同一也

一局の事ハカギルとよむ家内を志きりて限を志すを志  
第花初結つる之の志は里の残りの人ハ去りて庭藝あり  
けりあり一屏風几帳をうつをひきつてまてひまもあつた  
まきも海邊を屏風几帳あつて志きりつてまてひまもあつた  
相つてつてつるまてひまもあつたつてまてひまもあつた  
とやつてつるまてひまもあつたつてまてひまもあつた  
まてひまもあつたつてまてひまもあつたつてまてひまもあつた

母屋と云本屋の事之傳はねりやと云は同一

屋マコヒサと云ハ清巻を志すあり不之は巻とい飯の事  
孫庇と云ハむすのの外は又ひまもあつたをかけたを志す海人

藻惠命院僧正室吉の作敷言成る時代の人ありと云ハ清涼殿の住持殿ハ禁裏  
庇と云ハ松皮青の外の又板庇を志すは松皮青

まハ時子の音すえぬハ板庇を志すは時雨の音を志す  
らハ免とんとあり也云々

花所所と云ハ麻苑院義満公の所代、永和四年三月  
室町は清涼を建て移り孫ハ清涼は花を多く植  
らしたる、其時の人花の所所と云は室町は孫ハ

室町殿ともやし  
義満の弟義隆は貞治四年二月三条坊門の所より室町の所の所より移り給ふ

松の所庭と云ハ馬の庭家のゆゑに松を植ふるに  
をハ鞠のかまのゆく禁るに柳様松楓を植ふるに  
松ぼうりも植ふるにかまの馬雲雲集ふみそら鞠  
のかまも月も庭家も用ふ

一 尊氏卿の京都の所所三ヶ所ありハ高倉三条坊門  
ハ幡町あり一ツ、近衛東洞院あり天下兼剣の時  
よりありて此所は住居し給ふ貞和年中高武花守師直  
敬祈を企て取圍しし所也幸ハ太平記に云らる一ツハ所

北小松室町花  
所と大納  
拜祀日見り

門に甚倉はけり池大層は見たり

義満公の所所ハ初ハ高倉義隆より義満より高倉  
三条坊門は住居し給ひしは後ハ義満より室町と云川の  
北ハ所を作り永和四年三月十日移徒あり花木を多  
く植ふれし所の人花の所と云たり其後ハ山ハ別  
業を別業ハハヤ應永四年四月移徒あり時の人ハ山殿  
と云たり室町の所所をハ所子息義持より後ハ所  
是よりして義政よりハ八代の所ハ所所は住居し  
給ひし所の人室町殿と云らる  
北山殿ハ後ハ寺と云る所ハ無  
寺と云金園寺の所

轉法橋より倉鳥  
尾殿と同書一



芳林は清平寺  
 といふこと  
 又ハ古今万葉  
 初めとして源氏  
 伊勢物語より  
 今より後の事  
 さひははたれ  
 くれをええ(き  
 かんまはひそま  
 かんまはひそま  
 板ハ板床の縁  
 金時代より有  
 他を我お清藤  
 金帳軍のまの  
 代又ありてあ  
 百由のとは西  
 といハあをき  
 たう

一 東求堂と云ハ義政は東山の所を移りてひくす立

うれたる木の名ははきも東山の所を捕の内よりありて  
 けきりて義政ははき禪一茶をもて何と云れ古き古

畫かきをあつり飾りまをれ一所之 一説持佛事ありとも云  
 句持佛檀も云へ

一 中舗の上はる床と云おを作る事上古よりあきりこ

藤倉のひ以来の事れき氏より夢窓圖障は油依あり

一より將軍家代に禪宗の圖障を所として此文衣  
 ありしこと 受衣といふ事ありて  
 傳衣を文て云ふ事 此も有禪法世よりあり

此家の風俗武家に移りては年多し床も佛宗より  
 の佛檀之本ををきく而して床は佛檀をかす三具

是をわがうけたりあが皆出家の風也書院と云も佛書  
 を保むる所也又倉物も精進物をハ奥にありて堂院  
 とく飯のさきをとる事との事あはて皆出家方の風俗  
 の移りたることさればは時代はは禪僧ハ勿論してお家を  
 神印致ひしあり

一 時浦の壁襖障子あをわが紙もてもる事ハ古よりある  
 半之職人畫致合より紙障の款ありあはしき色の  
 うもをまひけどかきこの下きりあり月のうけり  
 と何り古より雲母をひきそをさあとの形やうの  
 おをもやうにつける事と見ゆ事



平家物語の巻門  
本巻十伊豆国の  
目代兼隆被討  
兼隆は云々白くかき  
たてかゝるもの  
像子を云々くつ  
そを云々めよあり  
て云々

一 政所ハ公事折証を所せしむる役所之を以て評定所有之

一 同所ハ紛失物を拾得し盗賊を執明する役所之を以て拾得

書ハ紛失方所置所也云々

一 惣んごう又めごう古云ハ馬道と書之縁つきの道之源氏

枕草子源氏年中後大名ハ所成記ハ長橋殿源氏して所冠をのされ

法武装源氏より致してめんごうつごうハ所成記ハ所成記ハ所成記ハ

だうハ所縁の長くつごうたるを云々

一 釣殿ツリノと云亭の事ハ水を以て修て之を泉を釣ツリ意之

一 城の天守テンシュハ上古云々織田信長ハ天正四年江州安土安土

城を築く時阿城内ハ高橋を作りしを以て多門天増長天

安土城ノ天守石

垣ノ高廿二間

南北廿間東西

十七間石垣二重

也石垣以二天

守ニ至ルマテ

七重也云々

廣目天持國天の四天王を安置し、終へて四天王守護の心

して天守と名付し、四天王を馬神ウマノカミと云ふ事、平徳太

子守屋を亡し終へて始ハジメに此説あり守屋亡ひて

後孫州四天王寺建立し給へて是兼て所成記あり

よりして信長も其故事をおもひて四天王を橋の上

にありし事ありと云ふ

一 納殿ノクノハ納戸の事也平治物語にたゞ今納殿ノクノはありん物

之子、五出せしと作られハ今銀箱帯色々の物共を山の如

つとあはたり云々義経記ハ云々つあんさいハ云々納殿ノクノ

一 長押ナガシと云物ハ今ハ鴨居の上カモイノウヘにありたるも昔本をのこ

あけしと云必上下は後居のりよりしたるもき木

をもも押しつゝ大あり家作ハ後縁より後居迄の

間をすし仍て去押あり上のこゝに新源平盛衰記卷十三

の葉連我白衣しても押は麻うけ大倉は是れ出してと

ありつれく葉は百六段北の云ありてははまらむと云

男女と云はけしはありうけておぼろう逆らさぬことを

今世つゝと云相古いつゝと云様子といひて古

若閑集本土書小野の家のとつゝと云様子

小松をかせんして常則をいへれば他はたうり常則ハ

禁裏の所屏風にてつゝつゝの紅葉と草を染まら

て紙のてつゝつゝのりも表へも折半ハなる

たる如く一方斗折こつれつハ名ある所屏風のり

是唐風なるべし法内所にて常々三つ新調の屏風

ハ常のり感へ名ある屏風とい大家の屏風月次ノ書

屏風の唐人少録の録之月次の屏風といハ年中抄事の録之

の屏風の漢書に載る政子とを著之此獄妻の屏風ハ地獄の

を著るは是ハ十二月の月名の時より三つと又神元孫の内屏風と

いふあり神元孫といふは載る山河などの形を録うたなる

上段といふ事の始詳ありは白冬経と天和三年正月

廿六日と記は出上段始り事不明は月輪兼実文治頃ノ人白の亭上

種有と地トハ可有様い

一 でおろすハ出居と書て字ハ對面より坐敷を云之義律記  
の中は亦くはありともいふやうな事ハいせぬと云之

一 母屋と云ハ本屋の事ハ今もやと云ふ同く主敷作りと云

おやの廻りハ座あり 座の下の空敷より座下之事を  
得と云ハ後座を云ふ 社の外

又座あり是を孫座と云座の孫座あるハおやより出

おやもやをバ家の親と云て本座と云来べし云座

と云と云人ハ對面より坐敷之是を本座と云古ハ

假の家と云とも云座といひたりを今江戸おとすとい

寺方のすまぬをのこお座と云俗家の對面所をバ

書院と云あるハせり罪之書院ハ別のもく太平記卷の一

頼貞四  
忠ノ条ニ 云客殿のおくあり二間をきんと引まけられバ

又六間の字殿一おどり出さる古座殿といふハ土岐十郎が

宿所の對面所の事也 是を以て古座といふハ寺方  
のこ座と云ふ事也

一 土門といふ事東鑑卷廿七又卷廿一にも云く云り座州

從來は土土門とあるハ同く事ハあるハ土門の事詳

あつぎ推して案ずるハ東鑑の土門ハ左方ハ土を

言く積とあげておとすとしてその中の間ハ門を云ふ事

いふ事也一京都ハ土門といふ事の名あり土古大

内裏の土門あり一石を末の母と云土門といふ

傳へし事あり

兼久記曰判官  
伊賀判官 宿所ハ  
胤義也 宿所ハ  
高辻子京極高  
辻子ヨリ、元京極  
ハ、西京極西ハ  
棟門平門三テ大  
門也高辻子而  
ハ土門三テ小門也

一 アゲツチモンカフキ 上土門冠木門 ヤクタイ 薬醫門 ヒラ 平門の事を作秋詳あり  
 應仁紀ニ云大名家作り吉良石橋法川等先ヲキテ  
 武衛細川畠山山名一色六角ハ上土門ヲ立ニケル亦冠木  
 門ノ武士方ハ讃州相模土岐京極能登美作西大夫備中  
 守護因幡守護和泉兩守護淡路守護大館富樫  
 伊勢武田大將大夫甲斐ヤ織田畠山ニ播磨守中務  
 少輔遊佐ヅアル細川方ニハ右馬頭下野守黒田トコソ  
 聞ヘシ土岐ノ下ニ池尻以外奉行頼人ト奉公ト外様ノ  
 大名ノ家々ノ殿ツクリ注サントスル際限ナシ或ハ薬  
 醫平門ノ大名ノ内口ニ至ル迄凡六七千間ハ充アラセ

追考上土門  
ハ門ノ屋ノ上  
 フ覺ル所詮其中ニ取寄ハ曾テ在ベカラズ  
ヲ灰土ニテヌリタル也後三年合戦ノ  
繪春日祭ノ絵ニモ見タリ

一 マリコト 塗籠義朝野間  
下向ノ条の事平治物語  
あまたの敵切クせてぬき

平治拾遺物語  
中巻下ノ西ノ  
辨ゆゑあるを  
けてなりあきて  
人の多かりやう  
かたされぬ云

このの口までせめ入りれども美濃尾張のあつび用心きび  
しきあちやうだいのかまへきうまこつらへこれバカ  
あいかせぶ又子をバおえすう太平記卷十三北山殿  
謀殺の条天井  
 塗籠亦破り翠簾几帳を引落して掃るをまかく  
 搜一々りまはれぬ塗籠ハ帳臺の事ハ一ツ布ハ帳臺ハ  
 主人常ニ寐多しあててそれよつてきて納殿まで徳道  
 具を細の並又帳臺ハ掃ふるお用心の爲ニ壁をくぬり

籠るまじろ一出口と勝子(合口)と二所 又東鑑卷四十二云第テ

被納法塗籠物壽美精好箱五十疋美箱或百疋略又云帖絹

百疋納櫃十合 長櫃三人 内ノ献清基所被納塗籠云古今著聞集卷十

六真言 云三人一宿まほり又々家のあまハ遊女まほりを

侍りたるをのくあやすをねぬれあまもぬりあまに

入りて移まりるる

天井テシマハ井桁の形イゲタを修りゆへ天井と云又若深井を

いく海の藻の飛を籠づく赤之著の花形あらを

画づくあり

兼塵チヤウザンと云ハチリヲウケルトヨムナリ 小げのまいあま塵を取

ける天幕と倍まいのと見えり追てる

きりうけの半切陰之おの間を切りて陰をするおの夜

あらま板敷をま席の内まは籠まのま 一尺ついで

也源氏物語まきりうけと所 きりうけたりもの

まきりうけの侍まをへてそれがあま とまきりうけのめきり

らひの中暑さうらりあ干のあやしげあま 二条

が不ころびぬいておこせよとひひればま はまきりうけ

不ころびぬいておこせよとひひればま ついたちの塵

まきりうけハ遮陰とも書と

一 贅<sup>ミドリ</sup>殿と云ハ奥きをたくまへ納めおく所之字拾遺物語に

用紙大敷はまつり名敷はあつるやぶるあまのちのちよりあまの  
鯛のあまのちをかむくをりたりたるをさる名敷はあまのちより

一 障子<sup>シマウシ</sup>と云ハ厚く裏表より張て或は紙を画す或はかき

こゝろまでをりしるをバ襖障子と云又薄き紙又を  
生絹あまのちをりしるをバあまの障子といふ障子

一 と云ハおん名之間を障へ扇をつる物も扇障子とい  
障子の底の板は折釘を打て窓をてらうつけといふ

源平盛衰記卷四麻呂酒宴の条は破れたる籠子の首  
張平氏の首はあまのちへ障紙を三度廻し獄門の橋の本は

障子と名つけて大床の板はあまのちへつけよどつぬきて  
結骨と名つけしるの表はつけといふてらうつけとい

ふり同くあまのちへつけしる名はつけしる名は障子の縁の  
あまのちの縁に名はつけしる名はつけしる名はつけしる

いふ名はあまのちをぬき休息する時てらうつけを名づけし  
結骨てらうつけしる名はつけしる名はつけしる名はつけし

る名はつけしる名はつけしる名はつけしる名はつけしる  
てらうつけしる名はつけしる名はつけしる名はつけしる

と名をつけていふ名はつけしる名はつけしる名はつけしる  
はつけしる名はつけしる名はつけしる名はつけしる

一 湯陽殿のうらと云ハ是ハ湯厨子<sup>ツシトコロ</sup>の近くは湯



よきより玉来あり又只今調味よつふ(き奠を)し  
海陽殿のよきも候りましく

一 沙厨子所ミヅシドコロと云ハ食処を調へ料理する所之厨ハくま屋と

よきて食処を調ふ所ハ庖厨の二字ともよきを屋と  
ありくま屋といハ竈の機をてすけて思ふ所故思を  
いふ所ありくまをくまといふと云ふと云ふ音お通はるし海

人藻芥云沙厨子所内裏仙洞ノ外者法官不可申而沙室

二 寛平法皇ノ沙厨子所ト申傳タリ常ニ貴下ハ

基所ト稱之又ハ膳所ト稱之哉基盤所ト申ス所ハ内裏

仙洞執柄家ニ在又内裏法厨子所ヲ基盤所ト申ニヤ基所

ノ別當トテ中廊ノ女房然ニキ仁辨ヲ撰テ此職ニ被補列

當ノ局ト号スルハ基所ノ別當ノ事也

一 基盤所ダイハントコロと云ハ庭庭ハ食扱をすめり處之を膳といふ也

但今の膳の形とハ遠て案の如し之母ハ方ハ今世の膳と同

ト膳立をすり所を基盤所と云基盤所といふ名を中略して

基所と云之女の御飯の所を法巻と云も庭下の處之又主人

の書を法巻盤所とも法巻所とも云ふハ人の書らる人丈

の食処を調ふる所を御多る所あり也之貴人の書ハ自身食処

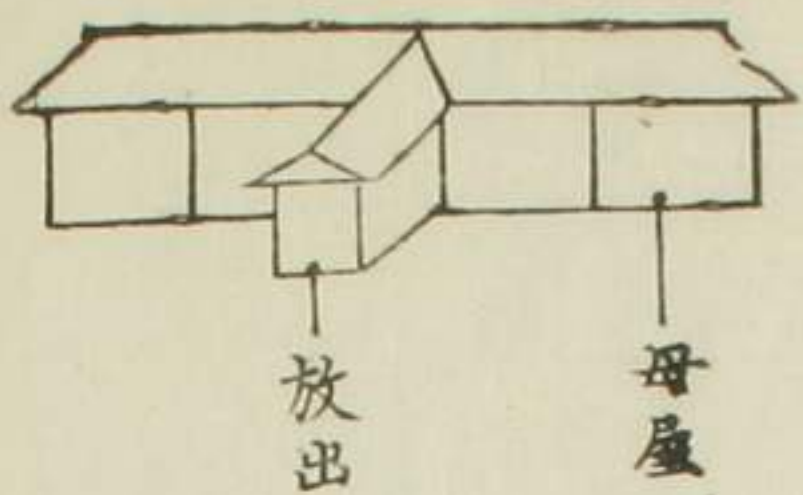
あり御多る所あり也(之中を)見せれざり志のんが有る

沙基所といふ名を稱する所あり

臺ハニテリテ云  
盤ハスミテ云







てたうあつてゐるこゝも用ひつゝ拵るゝを昔物語  
北意大 云前の放出の隅子の上は物のひらるやうなふれ  
臣ノ案 なる又同書ノ寛連車よりありていつぬこれおの放  
 出の廣庇ある板倉のひらるゝなる前倉は離結てこゝ  
 又云 平貞盛討 盗人案 法作をばおとさうておはきあればとて  
 奥よ入きてそそぎの放出の房は存て倉をくめてぬ  
 ぬ又云 鬼現板 盗人案 こゝも夏にいつて是をたえが  
 きよ放出の存る武人の侍いさうすして存り  
 拵るゝは又いつて依て考ふるは板倉の母倉より立出  
 るる倉の母倉より立出する心とたとは丁ノ

の如く横の晝ハ母倉とて堅の晝ハ放出之世修も角倉と  
 いふもはあり

一 鱒板ハタニ才東鑑脱漏之曰嘉禄元年五月三日癸亥二品  
 ノ御方鱒板中門毎織戸可被立言ハ沙石集卷之忠言  
 有感事上或時ノ物語ニ沙所へ参シタレバ人家ハハタ板ハ内  
 ノ見苦シキ事カクサシタナルニ泰時ガ家ノハタ板ハ内マデ  
 見ヘトオレリトコソ仰有ツレド人々ノ中ニテ申サレケレバ次テ  
 ヲ以テ奉公セント思ヘル人々沙所ノ仰ノ如ク誰モガクコソ  
 存候へ大方ハ沙用心ノ為ニモ築地ヲツカレホリホラレテ候  
 ハシ目出候ナシ各一本ヅツツキ候ハシ二十日ニハスキ候ハシ安

キ事ニ倭ヤガテ此次ニヒシクト涉沙汰倭ベシト口ニ申  
ケレバウチウナツキテ各ノ清志ノ色ハ返ク有難ク覚倭  
誠ニ清志アレバ清身ニヤスクコソ思ヒ給ヘ臣國ノヨリ人  
才共登リテツカシ事バカリナキワツラヒ大事ニテ倭ニ用  
心ノタメト仰倭ヘ臣奉時運ツキ倭ヒ十バ鐵ノ地ヲ  
ツキテ倭トモタスカリ倭ハ運有テ召シ使ハルベクハカク  
テ倭トモ何事カ倭ベキホリナンドホリテ倭ハ甘ハキノ時  
人馬才チ入テ中々ハカリナキワツラヒ出来ヌト覺倭ハ  
板ノスキナンドハカキモナラシ倭ナント申サレケレバ人ノ詞ナシ  
心アル人ハ感涙ヲナガシケリ按ズルニ右ノ文ヲ見レバ鱗板ハ

今世ニ所謂板堀也鱗ノ字ハ借字ニテ實ハ端ナル  
ベシ端ノ字ハタトヨム宅地ノ廻リノ端ニ板堀ヲスル故ニ  
ハタ板ト云フナルベシ

一 狭板ハサコイタノ事東鑑ノ卷三十八寶治元年六月二日突未近國  
涉家人等自南從北馳参中畧五郎左衛門尉盛時者  
聊遲系ノ間光盛等甚周章耐運云從雖被閉門戸  
五郎左衛門尉冬人者不可滯者欤云詞不終懸手  
於狭板上者諸人属目是盛時也云按スルニ狭板ハ門ノ  
両方ノ袖ヲ云ナルベシ左右ノ立柱ニ溝ヲ堀テ其溝へ板ヲ  
横タエテ狭ミ入ル也是ヲ狭板ト云

一 箕子と云事古書より産家の外、細き板を横に敷  
らべておたる縁之板と板との間にききり何りて竹箆を  
あはせたるめくあり

一 侍又ハ内侍と云之殿一名藤原の内殿は、おたる外廻り  
の廣くもき板敷をいひて家臣の祇儀として侍と云而も云  
之遠侍は對して内侍と云之遠侍ハ之殿の妙はは  
あれて之殿ある者而之殿重門の内より何ん

一 大焼屋と云ハ内裏にも東宮西宮御宮院にもあり而の  
此庭の明の爲ハ衛士と云フ官人ハ火を焼く小き屋に  
夜もろうたく之屋は床あけて地まで焼くは家次者

或は二大焼をフ  
板ヲ炊ク屋也  
ト云ハ大ニ撰也

一元日宴會爲ハ撤テラシ去東西大炬屋云東置日華門北掖  
西置紫宸殿西掖主殿寮役之と見えたり榮花物語も  
此す人のひきき屋ろう出ると見えたり屋といひともたある家  
はハあきまゝして小き屋をて持ち来りおき、或ハ外へ出  
ておき今世武家は假番而もこれして小き屋形を  
ひありきておきかゝるべし

一 床トカサリ筋又ハ引敷筋と云り敷筋とハ床の内敷板は敷  
白絹之練絹を引敷筋の近代ハ白綾縹子紗綾を敷るも  
り又引敷の絹ハ床の左右の柱より捲る絹之上を天の  
間と云ゆれ又ハ奥と云ふ名の時おと床筋は引敷貞丈掛と  
ける古儀

三好亭田駕記  
云西立衛門用  
破風狐戸云

也座の上左木の枘をさし下すハ帽額之是名之トハ本  
名地食之ヲ云方トハ古より食盤の下ハ枘をさすあり食薦を敷  
くハ此枘を  
キツ子  
狐戸ト云殿の座作より狐戸といハ今云狐格子の事也  
狐格子といハ座根の事也のこころを云之格子といハ枘の枘  
をさすだけ狐格子入りありき也ハハやきり枘にさすハ  
あるハ狐戸といハ玉波家圖書に云えり

一 四枚折屏風の事今世の俗語ハ武士の切腹すハ時の  
用事ト云ハあさりハ説あり不吉の枘ハあさり古

代ハ禁裏ト云正月にも用ひられ又賀正にも用ひらるハ云え  
古書にあり躬恒集 延喜十四年二月十四日おちせ

よりてそのいづこの大形の中賀の屏風 四枚ノ事 四帖云あり

てしつとつのもす又兼盛集ハ此の屏風 四枚ノ事 四帖云

表正月 今 石の事

まきし年のもめはあひこれと云をけいたの  
しきハなると云てり古書を以て云ふハ用ひられ

あざ





貞丈云口ニサス  
セノ頭ニ



和泉州ニ云大小ノ象牙ヲ以テ  
鳥ノ卵ノ如クツクリタルモノナリ  
柱錐ニ可也也胡銅鑰石ニ干  
有ベシ云々  
アラカテカラカテ

和泉草ニ訶黎勃トあり訶黎勃ト云々

一 とうりの袋君甚観

大永年中真  
相阿弥ノ作

云西のまゝに漢書あり

つゞるゝ巻物極飾けはの袋と名内玻璃と云物を  
床飾は利ぬるゝとうりハ盆ニ存。床飾は虫も  
そゝるゝをへて並袋をとうりの袋と云あるを  
可ハとうりハ袋より取出してかぶり袋ハ極ニ  
有ゝ袋ハ茶壺の袋の如くある。此ハ玻璃ハ圓ノ  
名ニ本草綱目ニ云玻璃出南番酒を紫も白色

莹澈

与水精相似トアリ今ハ名物あり

月ニくうりやるとあり玻璃形



玻璃本草ニ見  
如此ノ物ナリ

シブクツ

一 四幅對君甚観ニ云東山殿法飾の中四幅一對の可  
三具足不ニ並いと名内四幅對も飾又ある。此ハ  
桑ノ云文龜二年七月十二日法堂内始法道相法給  
四幅居法盆云々



紙類之部

一 檀紙カシと引合ヒキアハセとの別の紙紙今今の世世の人人のせんせんの一名一名を  
引合引合と云云む得得るはあやまりあやまりの旧記旧記は太太たうだんだん  
小小たうせんせん大大引合引合小小引合引合又又大大引合引合引合引合と云云くこの名  
見たり見たり糸糸少少書書大永八年伊勢  
下巻真根記折紙折紙調調は折折る折折紙紙の式式  
のきさのきさの狼藉狼藉之之公公方方極極ハハ常常ヨヨ公公家家門門臨臨大大名名元元ハ  
備中備中紙紙の小小たうせんせんを一一重重子子二二方方日日折折て用用は用用は用用  
伴伴元元同同前前大大方方の人人引合引合杉杉系系ああどど用用は又又云云せん  
十十帖帖引合引合杉杉系系ああどど十十帖帖と書書ハ武武雜雜記記云云引合引合

だんだんを紙紙あありりと云云結結ゆゆ又又八八雲雲大大式式と云云書書るる  
井字檀紙檀紙定法定法堅堅一尺三寸一尺三寸横横は尺九寸尺九寸引合引合堅堅一尺  
式寸式寸横横一尺九寸一尺九寸六分六分ありあり是是本本せんせん引合引合一帖一帖  
あありり別別物物あるある流流授授也  
一 だんだんハハ色色白白くああつつ紙紙の面面はち電電燈燈のここと云云志志不  
阿阿紙紙ありあり大大たうたう小小たうたうと云云だんだんのたたけけの大小大小を  
云云ををと云云はたはたりり也也竹竹箒箒をたうたうむむききと云云は同同別別と  
かかと云云けけと云云五五音音通通と云云し  
一 引合引合と云云紙紙ハハ昔昔ハハ五五音音通通今今ハハああきき紙紙と云云ううすすああきき紙紙  
ありありあありりすす墨墨紙紙と云云又又陸陸奥奥圖圖より出出たたううののく

紙ともいひしと案すは書は云原氏物語はみちのく紙の  
元ありぬあども侍りい適可の引合のりといひり云と云  
のく紙す思紙のり原氏物語次磨の志の抄おも  
元元たり又引合と云り八重大式は引合紙は或は陸奥  
紙と紙し又厚墨紙といひしれは他古他の女子を以て我  
う子の男子は引合せ夫婦の情を結ぶ時紙は固縁を  
書て女子の親は巻はきそ耐女子の親我う様はあは彼紙  
の裏は書報を成して約束を結ぶ又女子の親我う様  
は合されは書着るしはは多趣を以て夫婦を引合す  
不之紙は引合紙と云るは紙を以て之は後何れも中興

宿紙とも宿  
紙のり  
親長は元文  
明四年五月廿九  
日元長令書序  
教書宿紙是時  
贈は同用白  
紙は併底元  
紙を智一

親儀は用之又云今紙を祝言祝儀等も同紙水牌  
思柳あむに飾るし又言括し時儀を包む形の可も思  
して祝儀は紙を用多し云々  
今京都ニテハ紙ノタケ大エタヨコ  
ニシホアリテ厚キヲダンシト云紙ノ  
タケダンシヨリハ小クウスクタテニ  
シホアルヲ引合ト云ナラハセリ  
うす墨紙と云るは二紙あり引合と宿紙の二つ也  
紙を川とも書 今ハ墨紙は  
宿紙と云ハ山城國 神を川と云き出さすき  
カウマカワ  
也神を紙と云るはうす思紙も紙もあらず墨紙も  
云今うす思紙の輪首と云ハ宿紙は輪首を書てし下を  
いふ之上古ハ紙少くは禁中しはもききしを引合  
らむたりと古例よりて今も宿紙は輪首を書るし

庭訓往来は薄紙俵拵底用及古いとあるをそれの豫念  
時代迄も紙少く有りてこれに代りて用ひられたるに  
宿紙と書てはくくしむる意ありしをきくべし  
いふも今の紙の薄紙紙がどよすきくくしむる意ありしを  
くもあき紙也

一 今時の鼻紙といふ物古いあり古きありがさしひひり引合紙  
を一枚のすぢ折て用ひて之折紙の先横より二つは折れを堅  
まらざる折又これを堅二つは折以上横二つ折堅四つは折  
て是をいくつも折て懐中さきく是を鼻紙をいふが  
印の用するもつひたなき又折紙といふもつひたなき

折紙の  
すぢの  
四折  
三折  
二折

昔は紙を紙拵と云く保くはしむる事ありし事  
案として古くは紙の事ありし事ありし事ありし事ありし事  
たゞうづらひ紙線と書い古の鼻紙の事と云はる紙と  
云る中名也 物を色に合せてと云ふこと  
射子の鼻紙と云はる事ありし事ありし事ありし事ありし事  
また射の事として射の事と云く鼻紙の事ありし事ありし事  
武雜記は射子のたゞうづらひ紙と云ふ事ありし事ありし事  
たゞうづらひ紙と云く又横紙といふは折を四方に切れハ大  
畧に云ふ紙の事は自然に云はる事ありし事ありし事ありし事  
と云はる紙の事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事

大平記卷六將  
 軍自號紫御上  
 浴ノ糸ニ云杉原  
 ヲ三帖短冊ノ廣  
 廿二切ラセテ自ラ  
 觀世音菩薩ト  
 書セ玉ヒテ舟ノ  
 帆柱毎ニ推セラ

宣胤卿記ニ云  
 永正十六年正月  
 十七日自花思  
 院使樽一荷  
 折二合以上大納言方  
 奈良紙一束ハ

地より上へ一のたけふ守斗云々もきと酒の寸法は後地の所ハ  
有板之等四方切申は狭まき  
 一 今時女の髪巾ももゆひまきりにたけあつた紙あり  
 古ハあき紙といふはうもあつ引合杉糸あきをたてて  
 て用ふるも是を引まきぬゆひと云々

杉糸スキハラのつみ紙ハ今のまきと云紙のあつた紙ハ  
 素ハ播磨杉糸とあり 播磨國よりすき出たつ地  
 用糸ハ杉糸紙ハ播州杉糸材始テ出之云々永九代記ハ  
 云兼久元年杉糸紙始テ流布云々  
 奉書ホウシヨといふ紙ハ古ハあきと目見メミの杉糸を厚く  
 すきつた物ハ近所を奉書紙といふ紙ハ奉書と云々

奈良紙と云紙の名ハ好亭ハ清成記相阿弥ハの竹書  
 等にも見たり大和國奈良より出る紙あり今も具足記  
 にも古紙紙二十束奈良紙十束といふ職人を引合引合口申  
 らる我身よりの小紙うこのりすきちきりハもきはさ  
 しいと云々古紙古紙古紙と云紙あり  
 一 旧記オホヒキハ大引少引コヒキとあるハ大引合ハ引合のりし  
 いしハうらうら紙といふ紙あり古紙を引合と云々  
 一 此ハ紙のわらうらり紙ハ世ハ髣切と云或書ハ  
 糸の糸と云紙も古よりある紙ハ糸の糸の紙と  
 といふを引合と云糸の糸と云糸の糸ハにとも





大繪巻十五巻半切繪十一巻同年七月全繪  
半切一巻云々

一 美濃紙日記十三年十月六日為は菓子いづもあつきた焼

紙可有進上云々

為白紙日記十三年十月十五日為白十帖花園に進云々

為白未不詳

皮類之部

一 虎の皮ハ之用ハ多クは在 豹は皮ハ之方縁は用の多ク

は百面ハ之用多クは也と書札雜々ハ書多クハ云々

古ハ豹の皮ハ虎の皮より多ク貴き物ト云々

古ハ靴履ハ之を古皮ト云々 虎豹の皮は其用多ク

之方縁古皮履之職の庇ありてハ用多クハ云々

内も豹の皮ハ別して之方縁用多クト云々

一 熊の皮も古ハ常の人の不用し 彈正の官判官檢非違使の

多靴履行膝補皮の類ハ熊の皮を用多法あり

旧記に見えたり

舊記は唐皮カラカハとあるハ皆虎の皮の事と建武二年記は唐皮尻鞘切符と何れも義教は元服記は切符唐皮と何れも又唐皮の禮と云ふ皆虎の皮の事と古書は唐皮とあるを今の世阿彌院より海日念唐草の事とあるは

天平草と云ハ白草はかき色は地を池女カラサノマウナして白くモヤウをゆる草と云ふりやう不動明王の像八幡の二字梵字天平十二年八月の七字を付くは甲胃の竹は月モヤウき為は作りたる草あるは甲胃のまひさし耳モヤウのむじり

天平八十五代聖武天皇は代ノ年号ナリ

大ワトマワ  
形子ヒ  
別ノ草ナテ

ハカクモタル  
ハカクモタルハ相  
忘ノ大サニナル  
ナリ

貞丈云正平以  
前義家頼朝  
義経ホノ古鏡  
ヲ見ルニ正平草  
ノ丈ニテ色ハ藍  
色ニ丈アリテ  
地白シ是古藍  
白地ト云シ也  
平草モ其丈ヲ  
用テ板ヲ刺ケル  
也板ハ金板也云

の板あるを包む注つにうとて紙書てその内はゆきを  
付くは草肥後國八代郡より出く板あるはゆき  
を包むるは深なるは丸の内の梵字あり又不動明王の像あり  
正平草も白草も地をうき色は白く紋をゆき板本を  
以てゆきを付くはゆきハ唐系獅子あるを付正平六年  
六月一日の八字もやうの内なるあり天平草も似る草  
也是も肥後國八代郡より出く古より八代郡は天平草  
の板作りて草ももやう板作りて出くはゆき不動明王の  
像八幡の二字梵字等を付く板それと作りて中はより  
高買をとりしれは西將軍懐良親王八代郡宮田



文正二年日記  
八月廿日牧雲  
小面草一枚

正平八南朝後 別の板をきぎざりせられて高野買はるるを八は  
免ありくくまうて正平は免草と名付るると云たは免  
草と云阿つ正平は免草とハ別也

一 けつき草といふ地をむくまきよ深てもやうを白く出し  
くもをくく坐懸矢沙波日記付板の記に阿つ正平草を  
けつき草と免く人ありあやまうく

一 おのて草と云ハけつき草のりく高忠やん書るまえり  
ひきめ草といふは馬ぬりの草はあつるくをくくび  
ての板も板を書る草の真衡説に 引目草の十  
弦のり武蔵

草のり  
まきり

一 菅蒲草ハ地をまき又ハ丸元き地すくよすめの花葉を



ぬいしりくも並て深く白くもやうを白く又丸元

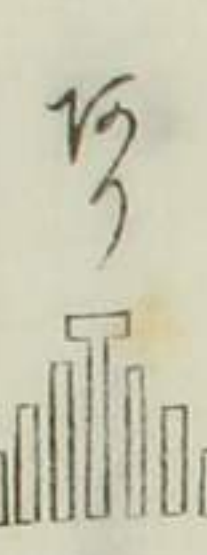


あやもをぬい又弱形と云も馬の形を小く深

くも又丸形と云もあり□ぬい形を深く丸の形を



似くも又折立と云もありぬいの形をぬいぬい



阿つぬいぬいぬいぬいぬいぬいぬいぬいぬいぬい

うば草の形 小様草品草ホの  
多末ぬいぬいぬい

一 たてきやうが横きやうがと云り菅蒲草のりやうを  
たてよあふて深くハ丸元をかくかく横はあつて

條のハ横志やう定皮の層りあるハ 豎横のつらハ

中たて 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

若狭守 忠勝記 又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

志草と云ハ  
又ハ駒の紋は 眞丈云 駒の形あるを 弱形 眞丈云 駒の形あるを 弱形

高麗皮と云皮の名取中目記は何れ初也

小襦袢と云ハ地を藍染めて白く小襦袢の花形を出

たる韋之程ハ小襦袢と云ハ韋を細くしてお

甲斐國韋と云ハつまひつらあはしき韋也

目のや衣を甲斐國韋と云ハつらあはしき韋也

やううある韋もあはしきあはしき

大と韋と云ハ韋の名取てハあはしき

あはしきつらあはしき馬秘流とあり

て別の韋と云ハあはしき

別の韋と云ハあはしき

あはしき韋と云ハ韋のこととぬ

傳記洗草威の条と云えうは洗ひ

うすおの韋之緋の韋を洗ひ

心で洗ひ韋と云ハ是も條韋之

次郎うはく涙で緋威の程の袖洗

洗草と云ハ白傘袋習あはしき

の特衣を極きと云ハ退おと

ヨシリブクルと云ハおのきの

ありたる心と退おと云ハ紅の

ありたる心と退おと云ハ紅の





おしふして用ひたり草の字を書くるものあり古書あり  
文字の味あり書くるものあり心をなして讀み

一 正きまると云草のひきまると云草のいとく志不ある草と

七前旅行もの刀口きざしひきまると云草のひ

鞘を鹿鞘ひきま作りてまゆまかろをひきまると云ひ

ひきまると云鹿鞘といふを畧してひきまると云ひ

袋の名を鹿鞘と云ひきまると云ひ袋はまろかひの名

大志不草といふひきまると云ひ志不の大あるを大

志不草といふ

行藤ハカキはする麻の皮の皮と云ひ用甚毛用甚毛の杖かけ

集六帖題  
衣笠内大臣  
これのひきま

ひきまといふ  
のうけのわ

同甚毛の書連  
長八年百

のうけのわ  
のうけのわ

のうけのわ  
のうけのわ

のうけのわ  
のうけのわ

杖二毛ニタマ杖毛の毛うけて思きむ志り毛ありと云ひ別

あり麻の四季又毛のかりる物と云ひ別を記す

甚毛といふ五月以後毛色黄とあり白星ありと云

出ると云毛ハ十五六才の少年用と云

甚毛の杖のけと云杖は毛て甚毛の古毛ハ長く

杖の杖毛ハ短くも長くも毛色と云ひ杖は毛と云

をむ志りてのけと云毛色と云杖は毛と云

二三十歳以上の人用と云尺素紺素は陰星杖二毛と云

む志り毛と云杖の皮色の杖うけと云杖は

杖二毛と云杖の皮色の杖うけと云杖は

一 秋二毛の黒きと云ハ冬は白く色黒と云ハ冬は白く  
林二毛と云より冬は白くあり五六十七の人の用と云

一 林毛の冬は白く夏は黒きと云ハ林二毛の黒きと云ハ  
秋二毛の黒きと云ハ冬は白くあり五六十七の人の用と云

お二毛は  
あり

一 麻の毛ハ五月以より毛色黄くあり白星出て  
くあり冬は白くあり夏は黒くあり星もありありと  
冬は白くあり夏は黒くあり星もありありと

一 鞆の皮ハ五月以より毛色黄くあり白星出て  
くあり冬は白くあり夏は黒くあり星もありありと

一 虎の皮ハ五月以より毛色黄くあり白星出て  
くあり冬は白くあり夏は黒くあり星もありありと



一 記ハ尾元より又尺素往來は行膝大星と其毛若くは  
陰星と林二毛は若くは領仕及び霜基延尉ハ熊皮若くは  
死とあり若くは鹿ハ弾正の唐名ハ延尉ハ熊皮若くは  
湯光草と云ハ二毛あり一ハ若くは記ハ平は光草と

一 二ハ赤黒色の地ハ白く唐草又ハ菊紅葉と云ハ  
たつと云ハ若くは章ハ若くは云ハ若くは案地ハ白く  
若くは若くは若くは若くは若くは若くは若くは若くは

一 若くは若くは若くは若くは若くは若くは若くは  
の草ハ若くは若くは若くは若くは若くは若くは若くは

一 獅子面と云章ハ獅子を深名面章あり  
獅子ノ面ノ名  
若くは若くは若くは若くは若くは若くは若くは

子ヲエカキタル  
アリ是獅子ノ  
ヲモテ草ヲエカ  
キタルナルヘシ

光大曰獅子面草  
と云ハ獅子ノ全  
體を以テシテ  
面ト書ル也  
集古十種甲冑  
之部土巖嶋神  
社藏小櫻威甲  
青綿襖裏糸  
梅檀板裏包草  
獅子面也又温古  
草葉子も同左  
のこころ



皇懸夫沙汰日記二見  
おもひ草と云ハ、き草のるこ、然れハ地紫色にて白く  
紋を以てを綿草とも面草とも云獅子面ハ獅子を白く  
染出とある一

綿の赤草のる原平盛表記ハ腰刀ハ綿の赤草をさけ  
て火赤袋といふゆえ元より綿の赤草とハ赤地ハ白く唐糸  
あとの紋を出ししるを云成一赤地の綿草ある一是を  
以て考れハあしき草と云ハ紋を染る草の熟多々一  
練草然いし草とも云練草の製ヤ一ものより物  
牛の皮を最上とせり草の性ハきこ膠を落し蒸し  
とらかしてヤキ一を膠水ハ牛草を浸して心まで水

の透りし時多揚げ堅木の槿の上へのあて換槿は  
てむらあくあつとあてハ落くあつこ三日のあて後表  
裏ハ石灰をまがせしり付て日ハ乾きこ毛を以て澄  
のれを作り又練草<sup>ユリツバ</sup>あつ草の<sup>あつ草</sup>をも作り草を厚くする  
ハ草二枚或ハ三枚重てあてハつハ骨を厚くあつこ  
亦<sup>あつ草</sup>ハ堅木の切口の方ハ草を並てお換と作一  
右澄工岩井某カ傳也○貞丈云練草ハ冬寒中より  
あつ草の性強くして虫生ゆるり云々甚若中  
あつ草の内ハ草腐て性弱くして虫生ゆるり  
也又云草乾う時泥<sup>ウチギ</sup>鰻肉をよりつけてぬらして乾一



うあきを焼て其煙をてゆまたるもす〜ははま丸虫

生きたりのあ

赤根筋草アカネの多蛭川新考シヤチノ耐宮道親元う目之記云

文明十三年 丑年八月晦日草深 木村七郎五郎 二枚道土

調阿方調阿被相渡津使 被巻く先日赤根筋草

依之作付アカネ以貴殿アカネ二枚道土〜赤根筋草

苗を以て際て赤く筋を出したるもあつ〜白地

て筋ハ赤くあつ〜

一 草ハ松葉を火で焼て其煙をてゆまたるもす〜ははま丸虫

今世ハ松葉をたもこの葉と二葉を用ゑ〜葉は白く

紋を安きハ厚紙でて紋をわらぬきてを丸を〜ハ

見たり付て細あすべて後紙の紋をハをき〜ははま丸虫

白くあつ〜ははま丸虫のあつ〜草ハ草をわらぬきて

〜ははま丸虫のあつ〜草ハ草をわらぬきて

〜ははま丸虫のあつ〜草ハ草をわらぬきて

〜ははま丸虫のあつ〜草ハ草をわらぬきて

藍白地アイシロナの草と云ハ白き草は藍とて紋を白く出〜

た〜ははま丸虫のあつ〜草ハ草をわらぬきて

川大双紙と云藍白地ハ白皮ハ藍とて紋を〜ははま丸虫

〜ははま丸虫のあつ〜草ハ草をわらぬきて





